

事務連絡

平成18年12月26日

各 都道府県 障害福祉関係主管課担当者 様

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課地域生活支援室

地域生活支援事業に関するQ & Aの送付について

平素より障害福祉行政の推進につきましてご尽力いただき感謝申し上げます。

本年10月から、障害者自立支援法が全面施行されたところですが、いわゆる小規模作業所への支援等に関する地域生活支援事業における取扱いについては、別添のとおりいたしましたので、宜しくお取りはからい願います。

また、別添の内容については、速やかに管内市町村に周知していただくとともに、その対応状況については都道府県においても実態の把握に努めていただきますようお願いいたします。

連絡先

地域生活支援室 地域生活支援事業係

担当：内野、奥貫、佐々木、赤川

代表：03-5253-1111(内線：3074 3075)

直通：03-3595-2097

FAX：03-3503-1237

(別添)

地域生活支援事業 Q & A

問 1 実利用人員 5 人以上 10 人未満の小規模作業所が地域活動支援センターへの移行計画を作成した場合、18 年度に限り地域生活支援事業の国庫補助の対象とされているが、新体系への移行を図るためには相当の時間がかかることが予想される。このような小規模作業所に対する経過的な措置を延長すべきではないか。

(答)

小規模作業所が、実利用人員等の体制整備を図り、地域活動支援センターへの円滑な移行を図れるようにするため、18 年度限りとしていた地域生活支援事業の国庫補助対象については、8 月 24 日にお示しした移行計画の作成、市町村障害福祉計画に盛り込む等の要件を満たした場合に、平成 23 年度末（施行後 5 年間）まで認めることとする。

ただし、障害者自立支援対策臨時特例交付金において「小規模作業所緊急支援事業」を盛り込んでいるところであり、その助成を受ける小規模作業所は、当該事業の対象としない。

なお、特例交付金による事業や当該事業によって、地域活動支援センターや個別給付への移行が進まないということになることは適当ではなく、法定事業への移行が促進されるよう十分な配慮をお願いする。

【平成 18 年 8 月 24 日全国主管課長会議における Q & A】

問 実利用定員 5 人以上 10 人未満の小規模作業所が、地域活動支援センターへの移行計画を策定した場合に、国庫補助の対象となるとされていたが、どのような取扱いとなるのか。

(答)

実利用人員が 5 人以上 10 人未満の小規模作業所が、地域活動支援センターへの移行計画（実利用人員の増加等地域活動支援センターの要件を満たすための移行計画）を作成し、市町村障害福祉計画に盛り込んだ場合に、平成 18 年度に限り、地域生活支援事業の 1 事業として実施して差し支えない。なお、当該事業は、市町村地域生活支援事業の「その他事業」の「(11) 社会参加推進事業」の「(力) その他社会参加促進事業」として取り扱われたい。

問 2 地域生活支援事業に係る利用料を利用者に求めるにあたり、どのような点に配慮する必要があるか。

(答)

地域活動支援センターやコミュニケーション支援事業等に係る利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における負担状況等を踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないよう特段の配慮をお願いする。